

障害者差別解消法に関する取組について

1 令和2年度の主な取組状況について

(1) 市職員等に対する研修・啓発の実施

実施時期	実施内容
10月	全庁に、合理的配慮の提供(手話通訳、要約筆記等)に係る予算措置について依頼
1月	1/26 新規採用職員を対象にあいサポート研修を実施 参加者：23人
3月	その他庁内における合理的配慮の取組事例 ※調査対象期間 令和2年1月～令和2年12月 ・毛利氏庭園内公衆トイレに多目的トイレを設置 ・「障害福祉計画」や「観光振興基本計画」策定にユニバーサルフォントを採用 ・市広報にFAX番号を記載 等

(2) 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施

実施時期	実施内容
12月	市広報に、啓発記事を掲載 12/1号
11月	市内事業者等に、差別解消に向けた取組への協力を文書で依頼 交通 …タクシー(14)、鉄道(1)、バス(1、市外1) 医療 …医師会(1)、歯科医師会(1)、薬剤師会(1) 保健衛生 …ホテル・旅館(15、市外1)、飲食業組合(1) 小売・流通 …スーパー等(13) 金融機関 …銀行(10)、郵便局(1) ※カッコ内の数字は事業者数

2 本市で受付をした差別に関する苦情や相談等について

(1) 窓口等での差別に関する相談・苦情について

相談者	相談内容	相談への対応
保護者	障害を理由に保育・教育施設から転園を促された。	保育・教育施設に事実確認を行った結果、施設と保護者との間で、誤解があったため、その調整を行った。

3 令和3年度の主な取組予定

(1) 市職員等に対する研修・啓発

実施時期	実施内容
10月	全庁に、合理的配慮の提供(手話通訳、要約筆記等)に係る予算措置について依頼
12月～ 1月	庁内における合理的配慮の取組事例や課題等の把握のため、全庁調査を実施 ※調査対象期間 令和3年1月～令和3年12月

(2) 市民・市内の事業者等への理解促進・啓発活動の実施

実施時期	実施内容
12月	市広報に、啓発記事を掲載 12/1号・(予定)
12月頃	市内事業者等に、差別解消に向けた取組への協力を文書で依頼予定